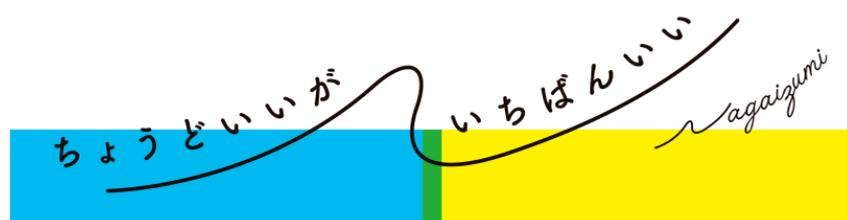


長泉町学校施設整備基本方針

- 魅力的な学習空間の整備に向けて -

(素案)



令和3(2021)年3月

長泉町教育委員会

長泉町学校施設整備基本方針 -魅力的な学習空間の整備に向けて-

目次

第1章 「長泉町学校施設整備基本方針」について

- 1. 方針策定の背景と目的 1
- 2. 方針の位置付けと対象 2

第2章 学校施設整備の現状と課題

- 1. 学校施設の整備状況と配置 3
- 2. 児童・生徒数の推移 5
- 3. 現状の課題整理 6
 - (1) 学校全体の学習環境の質を担保するための課題
 - (2) 規模計画と空間対応の課題
 - (3) 多様な学習形態に対応するための課題
 - (4) 多様なタイプの児童・生徒の居場所としての学習空間整備の課題
 - (5) 教職員の働く場としての課題
 - (6) 地域住民や地域施設との連携の課題
 - (7) その他

第3章 学校施設整備にあたっての考え方

- 1. これからの長泉町の学校教育 8
- 2. 学校施設の目指すべき姿 8

第4章 学習空間の計画内容

- 1. 学校の持つ機能とゾーン設定、機能相関 11
- 2. 計画のための具体的事項 14
 - <屋内空間>
 - (1) 普通教室ゾーン
 - (2) 特別支援学級ゾーン
 - (3) 特別教室ゾーン
 - (4) 学校図書館／メディアセンター
 - (5) 教職員スペース
 - (6) 屋内スポーツ（体育館・武道場）
 - <屋外空間>
 - (1) 屋外スポーツ
 - (2) 緑地空間
 - (3) 地域との境界
- 3. 地域連携に関する計画内容・方針 15
 - (1) 地域開放空間（学校の空間を地域に）
 - (2) 地域施設との連携・相互活用（地域施設を学校が活用）
 - (3) 防災拠点・避難所としての機能
 - (4) 将来的な、地域施設との複合化の可能性

4. 学校の運営管理計画の内容	16
(1) GIGA スクール化と ICT 機器活用に伴う維持管理	
(2) 建築・ランニングコスト低減のポイント	
(3) 屋外環境管理	
(4) 日常の学校施設維持管理体制	
(5) コミュニティスクール	

第5章 整備の進め方、実行計画

1. 整備スケジュールと決定のための基本的な考え方	17
2. 財源と事業費	21
(1) 財源の確保	
(2) 1校あたりの事業費	
3. 推進体制と計画的な整備の実施	22
(1) 庁内体制	
(2) 「〇〇小（中）学校整備懇談会（仮称）」の設置と役割	
(3) 整備の手順	
4. 整備後の評価と次校整備への反映、本方針の期間と見直し	22

第1章 「長泉町学校施設整備基本方針」について

1. 方針策定の背景と目的

長泉町の公立小中学校の校舎は、小学校3校、中学校2校、全5校19棟あり、最も築年数の古い校舎は昭和36年、築60年となる。また、19棟中14棟が築40年超であり1970年代築の校舎も多く、インフラ長寿命化や公共ストック活用が叫ばれる中、老朽化施設への対応は喫緊の課題となっている。

一方で、学習指導要領改訂（平成28(2016)年度)以降特に、小中学校共に「主体的・対話的で深い学び」の視点に立った教育が推進され、少人数学習・ICT活用など多様な授業実践が展開しつつある。発見学習、問題解決学習、体験学習、調査学習や、グループディスカッション、ディベート、グループワーク等の機会が増え、従来の一斉授業に適した学校空間では、柔軟な教育活動実施が困難な場面も想定される。

また、自然災害が多い我が国における公立小中学校は、非常時には避難所となり安全な居場所として機能することが求められる。日常では体育館・特別教室等の地域開放等を通して有効活用され、コミュニティスクール制度（学校運営協議会制度）を活用しながら地域と共に運営していくべき施設でもある。

長泉町では、これまで「長泉町ファシリティマネジメント基本計画」（平成27(2015)年7月）において、築65年を目途に施設の建て替えの検討を行うこととしてきた。しかしながら、今後ますます学校に多様な機能が求められる社会情勢においては、学校施設1棟ごとの建築構造的な性能評価のみならず、学校教育を行う学習環境として、地域の子ども達が毎日長時間かつ長期間過ごす成育環境として、また地域の拠点施設として、学校敷地内複数棟及び屋外施設を含めた集合体が児童・生徒のための魅力的な学習空間となっているかを評価し、整備を行っていくことが強く求められている。

本方針は、“魅力的な学習空間の整備に向けて”、これまでの学校施設整備の現状と課題を踏まえた上で、今後、学校を改築・改修し、長く大切に利用していくために共通して考慮すべき事項や考え方、学習空間の計画内容、整備の進め方や実行計画等を示したものである。

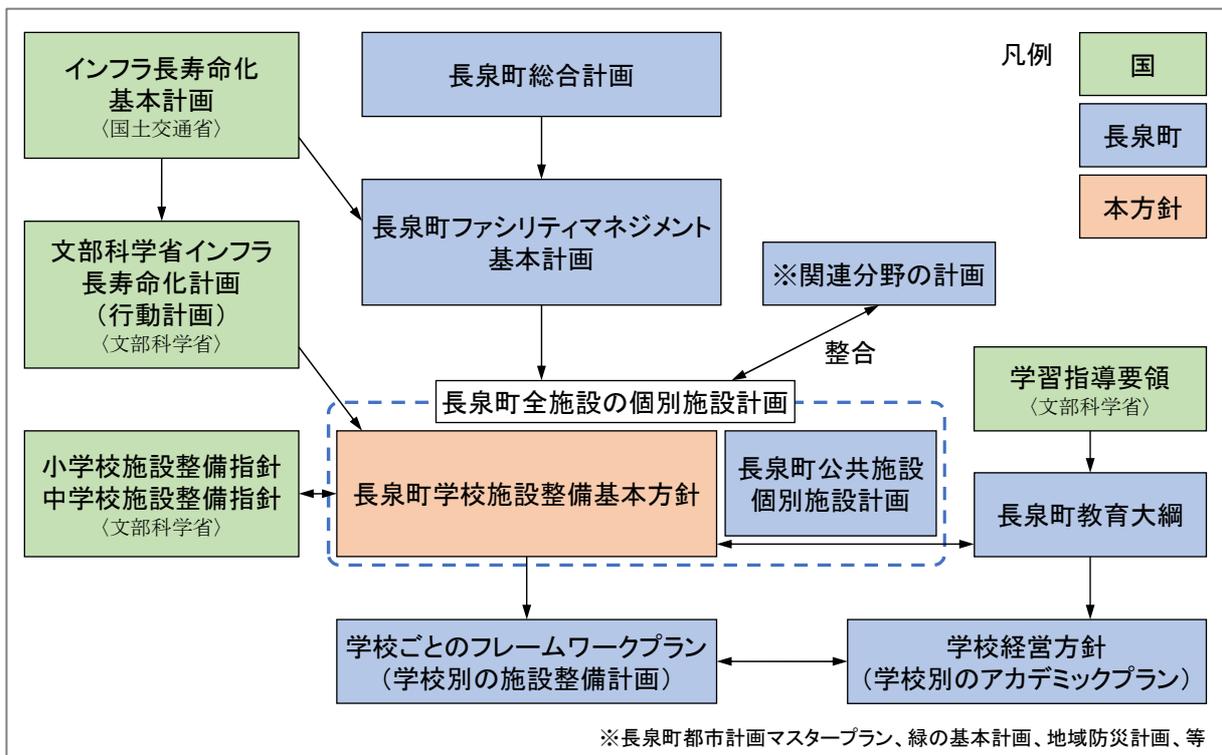
2. 方針の位置付けと対象

本方針と国の計画、町の各種計画との関係性を下図に示す。

本方針は、町内全5校共通の学校施設の総合的な枠組みを決定する計画、マスタープランやフレームワークプランにあたるものであり、各校の学校経営方針と今後の多様な学習形態の展開を受け止める学校施設整備のための中長期計画である。

本方針の存在意義は、長泉町で育ち学ぶ子ども達の学習空間として、時代や社会情勢の変化に踊らされず守っていく大切なものは何か、あるいは、変化に柔軟に対応し包含していくべきものは何かを、記しておくことである。

なお、本方針の対象は、長泉町が所管する学校施設（小学校3校、中学校2校）とする。



<本方針と関連する計画・方針等>

第2章 学校施設整備の現状と課題

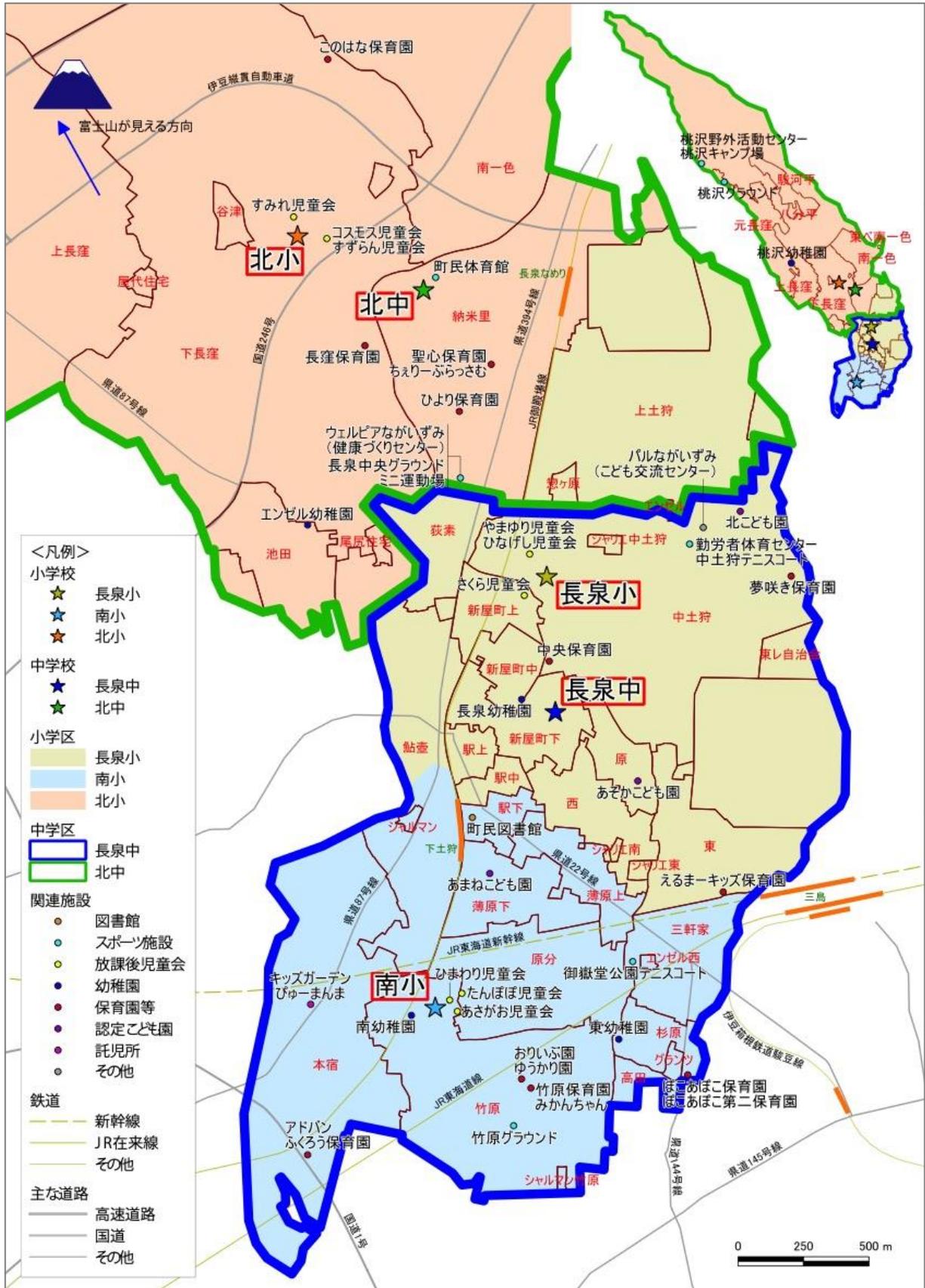
1. 学校施設の整備状況と配置

学校	建物等名称	校舎通称	階数	延床面積(m ²)	建築年月	築年数 令和2年度 (2020年度) 現在
長泉小学校	校舎(北-西)	A棟	3	2,402	昭和44(1969)年3月	52年
	校舎(北-東)		3	1,799	昭和38(1963)年4月	57年
	校舎(南-西)	B棟	3	1,500	昭和59(1984)年3月	37年
	校舎(南-東)		2	811	平成22(2010)年2月	11年
	体育館	-	1	1,111	昭和49(1974)年1月	47年
	大プール	-	-	-	昭和41(1966)年6月	54年
	小プール	-	-	-	昭和53(1978)年6月	42年
南小学校	校舎(南-東)	南校舎	3	3,052	昭和40(1965)年3月	56年
	校舎(南-西)		3	1,725	昭和43(1968)年3月	53年
	校舎(北)	北校舎	2	914	平成22(2010)年2月	11年
	体育館	-	1	1,079	昭和47(1972)年1月	49年
	大プール	-	-	-	昭和41(1966)年6月	54年
	小プール	-	-	-	昭和61(1986)年6月	34年
北小学校	校舎(北-東)	A棟	3	1,552	昭和47(1972)年4月	48年
	校舎(北-西)		3	603	昭和48(1973)年5月	47年
	校舎(中)	B棟	2	1,416	昭和48(1973)年5月	47年
	校舎(南1,2F)		3	1,309	昭和48(1973)年5月	47年
	校舎(南3F)	C棟	3	646	昭和52(1977)年5月	43年
	校舎(東)		D棟	3	1,484	平成25(2013)年3月
	体育館	-	1	844	昭和49(1974)年11月	46年
	大プール	-	-	-	昭和48(1973)年8月	47年
	小プール	-	-	-	昭和59(1984)年6月	36年
長泉中学校	校舎(南-東)	南校舎	3	1,020	昭和36(1961)年10月	59年
	校舎(南-西)		3	2,606	昭和42(1967)年3月	54年
	校舎(西)	北校舎	2	525	昭和54(1979)年12月	41年
	校舎(北)		4	2,177	昭和45(1970)年6月	50年
	体育館	-	2	2,346	昭和46(1971)年12月	49年
	大プール	-	-	-	昭和38(1963)年6月	57年
北中学校	校舎(南-東)	A棟	3	862	昭和50(1975)年3月	46年
	校舎(南-西)		3	2,818	昭和50(1975)年5月	45年
	校舎(北-西)	B棟	3	1,906	昭和50(1975)年5月	45年
	校舎(北-東)		2	488	昭和57(1982)年2月	39年
	校舎(西)	C棟	2	937	平成26(2014)年3月	7年
	町民体育館		-	2	3,820	昭和52(1977)年2月
	大プール	-	-	-	昭和51(1976)年7月	44年

<学校施設保有状況>

年 度	内 容
昭和30～50年代(1955～1984年)	校舎、体育館の非木造化
昭和57(1982)～59(1984)年度 平成18(2006)、20(2008)年度	学校施設耐震補強
平成21(2009)年度	長泉小学校C棟及び南小学校北校舎増築(児童増対策)
平成23(2011)年度	普通教室等への空調設備設置
平成24(2012)年度	北小学校D棟増築(児童増対策)
平成25(2013)年度	北中学校C棟増築(生徒増対策)
平成26(2014)年度～	ファシリティマネジメントの事業化
平成26(2014)年度～	トイレ洋式化等改修工事の実施
平成29(2017)年度～平成30(2018)年度	校内無線LAN化及び普通教室へ電子黒板設置
令和2(2020)年度	校内無線LANをGIGAスクール構想に対応するよう改修

<これまでの学校施設の整備状況>



<長泉町立小中学校区図及び小中学校・子ども関連公共施設配置図>

2. 児童・生徒数の推移

<現状と予測>

第5次長泉町総合計画（令和3（2021）年）による将来人口の推移では、乳幼児から小中学校児童・生徒に該当する年少人口（0～14歳）は、平成7（1995）年から令和2（2020）年まで緩やかに増加し、令和2（2020）年をピークに、減少していく傾向にある。

小学校区別では、長泉小学校区では、都市計画道路池田終線の開通などの影響により利便性が高まっており住宅需要が多く、また、集合住宅や宅地分譲の開発がみられることなどから、小学校区別児童数推計では長泉小学校区では微増傾向、南小学校区・北小学校区では減少傾向となっている。

<課題>

児童・生徒数の推計値は、更新する学校施設の規模に大きな影響を与えるが、推計の実施時期により結果に差異が生じる。町の各種計画の策定、見直し期に実施する最新の推計値を注視するとともに、児童・生徒数の変化に柔軟に対応できる施設とする必要がある。

また、今後、少人数学習等の多様な学習形態の展開、新型コロナウイルス等類似事象への対応等が考えられる。国では、公立小学校の学級編成について、令和3（2021）年から5年かけて35人に引き下げるとしており、将来的には、さらに学級編成人数を引き下げること視野に入れていることから、現在よりも学級規模が縮小することにあわせ、教室数の予測や普通学級ゾーンの面積設定をする場合は、慎重な検討が求められる。



<長泉町人口の推移（平成7(1995)年～令和27(2045)年）>

※第5次長泉町総合計画（令和3（2021）年）による

3. 現状の課題整理

本方針策定にあたり、学校施設整備に関して、教育委員会、5校の各小中学校教員、住民意識調査より様々な意見を収集し、課題整理を行った。

- 令和元(2019)年12月：教育委員会ワークショップ
- 令和2(2020)年1月：小中学校5校・教員へのヒアリング調査
- 令和2(2020)年6-8月：学校施設に関する住民意識調査
- 令和2(2020)年12月：小中学校5校・各棟の施設利用状況調査

(1) 学校全体の学習環境の質を担保するための課題

- 校舎内
 - ・ 老朽化の現状：築65年には達してはなくても、40年を超える校舎が多い
 - ↳ 築年数の浅い校舎は、児童数増加に合わせて増築したもの
 - ・ 複雑な動線や建物配置によるバリアフリー整備への未対応：高低差のある敷地の場合
- 敷地・屋外
 - ・ 駐車場が不足、歩車分離の必要あり：保護者による送迎や、北小のバス通学を考慮
 - ・ 敷地境界の計画（フェンスや生垣、校門の位置）

(2) 規模計画と空間対応の課題

- 大規模校化対応（現時点で一部の学校で教室不足）と、今後の児童・生徒数減少への対応
- 学校区ごとの立地特性、土地利用計画（総合計画）との関連性を考慮：
 - 長小＝伝統がある学校区、農地が存在、集合住宅や宅地分譲等の需要がある地区
 - 南小＝建物が多く、人口密度が比較的高い地区
 - 北小＝低層住居が多く、自然豊かな地区

(3) 多様な学習形態に対応するための課題

- 普通教室ゾーン：児童・生徒の多様な学習スタイルが展開できる柔軟な空間が必要
 - ↳ 学年全体が集まれる空間、少人数学習に対応した空間、十分な収納スペース、十分な水道機能が求められる
 - ↳ オープンでありながら隔てられる空間が望ましい
 - ↳ 学年のまとまりと異学年交流を考慮したい
 - ↳ 上下動する黒板は好評だが、プロジェクターの設置により使いにくくなっている
- 特別教室ゾーン：特別教室の十分な確保
 - ↳ 中学校の理科室は学年に1つずつ必要、小学校の図工室は利用頻度が低い
- 学校図書館・メディアセンター：学校図書館が狭く、利用可能な学級数や時間が限られている
 - ↳ 調べ学習での利用を活発にしたい、ICT活用との連携
- ICTの活用：1人1台端末の運用方法や保管場所、インターネット環境、コンセント数など建物側の対応の遅れ
 - ↳ 電子黒板が陽射しによって見えにくい場合がある
 - ↳ GIGAスクールへの対応
- スポーツゾーン：校庭の広さの確保、熱中症対策（体育館に空調設備を設置）、プールの老朽化、更衣室の確保
 - ↳ 校庭はこれ以上狭くしたくない
 - ↳ プールは維持管理負担に対し利用頻度が少ない

(4) 多様なタイプの児童・生徒の居場所としての学習空間整備の課題

○インクルーシブ教育展開のための課題

↳少子化の中、特別支援学級に対する需要が増加

○特別支援学級ゾーンと普通教室ゾーンとの関係：教室やエントランスの位置関係、両ゾーンの間
間に位置する第三の居場所の必要性（落ち着きを取り戻すためのクールダウン空間など）

○バリアフリーへの対応：校舎内にある段差の解消、エレベーターの設置

○アレルギー対策：シャワー室が必要

○保健室や相談室の連携の強化

○LGBT等への配慮：トイレや更衣室など

(5) 教職員の働く場としての課題

○教職員が働きやすいオフィス空間の確保：教職員の人数に対して十分な広さの確保、現状の職員
室以外の居場所づくり（学年別（小中）や、専門科目別（中）の教員スペース、休憩室）

↳校長室や事務室などを含めて連携しやすい空間配置であると良い

↳多様な働き方への対応が求められる

(6) 地域住民や地域施設との連携の課題

1) 日常期：児童・生徒の活動確保と支援

○放課後児童会との連携：放課後児童会の充実が求められる（待機児童の解消）

↳放課後こども教室「のびのびスマイル」との関係について

○社会教育施設や子育て支援施設等との連携：コミュニティセンター、文化センター、町民図書館、
地域文庫、こども交流センターや子育て支援センターなどとの連携

○コミュニティスクール：学校運営協議会の会議室や地域の居場所が必要

2) 日常期：地域住民への学校開放

○地域開放：防犯対策との兼ね合いの難しさ

○学校区ごとの住宅市街地の密集度や学校以外に児童・生徒が利用する公共施設等の配置の状況と
ともに、学校が担う地域拠点性を考慮する。

3) 非常時、避難所利用

○防災拠点として、避難所としての課題：各校避難所に指定、体育館の空調設備、

体育館内部から利用できるトイレが必要

↳避難者を受け入れつつ学校を再開できると良い

○携帯電話やスマートフォンの持ち込みについて

4) 夏休み等長期休暇期、コロナ禍等緊急閉鎖期

○地域の子どもの居場所としての空間提供

○教職員の負担外で、地域住民のワークスペース、学習環境としての空間提供の可能性

(7) その他

○長泉の小中学校で育ち、将来長泉に帰って来たいと思ってもらえるように、

移住したい、自身の子を通わせたいと思ってもらえるように

○町独自の教育：小学校1,2年生の書道科の導入、米山梅吉の功績をたどる活動等の継承

各学校独自の教育、継承すべき地域の伝統

第3章 学校施設整備にあたっての考え方

1. これからの長泉町の学校教育

SDGsの実現を目指す学校教育では、児童・生徒への平等に同じ量のサポートをする<Equality>から、多用多彩なサポートで、公正に同じ体験が可能となる<Equity>に変革する時代になっている。長泉町では、その実現のため7つの基本コンセプトを設定する。

- ① 主体的・対話的で深い学びの実践
- ② インクルーシブ教育の展開
- ③ ICT等新規技術を活用した教育の展開
- ④ 行きたくなる、学びたくなる、働きやすい学校
- ⑤ 地域と連携した教育展開
- ⑥ 長泉町教育の伝統と次世代への継承
- ⑦ 地球・地域環境貢献



<質の高い教育(4)><平等/公正(5,10)><クリーンエネルギー(7)><働きがい(8)><住み続けられるまちづくり(11)>
<小中学校の環境に深く関連するSDGsの項目>

※外務省 JAPAN SDGs (持続可能な開発目標) Action Platform: 17のゴールより

2. 学校施設の目指すべき姿

—魅力的な学習空間の整備に向けて— 7つの基本コンセプトごとの学校施設整備のポイント

「居心地のよい、利用しやすい学校空間」

- ① <主体的・対話的で深い学びの実践>
多様な学習方法が展開できる学習環境

整備のポイント...

- ・普通教室ゾーン：
少人数学習・グループ学習・異学年交流等、多様な学習形態に対応できる空間・設備、家具も含めた設計・デザイン
- ・学校図書館を拠点とするラーニングハブ（学習拠点）：
主体的な活動を行いやすい空間・設備
- ・特別教室ゾーン：
大人数にも対応できる専門的な学習が可能な空間・設備

② <インクルーシブ教育の展開>

多様な個性の児童・生徒の居場所としての学習環境

整備のポイント...

- ・バリアフリー等のハード面の整備：
複数校舎間相互や屋内外のスムーズな移動が可能な空間・設備
- ・普通教室ゾーン：
クールダウンのための小スペース等、大小様々な居場所の確保
- ・特別支援学級ゾーン：
特別支援教育のためのきめ細かい空間・設備、普通教室ゾーンとの位置関係の配慮

③ <ICT等新規技術を活用した教育の展開>

ICT 機器活用、Society 5.0時代の教育展開

整備のポイント...

- ・ICT 機器の整備と活用：
児童・生徒数に対応した ICT 機器導入と、有効活用しやすい空間・設備
- ・GIGA スクール化後の学習環境整備：
学校内どこでも ICT 等新規技術が活用しやすい空間・設備

④ <行きたくなる、学びたくなる、働きやすい学校>

学校敷地全体を（複数棟及び屋外施設を含めた集合体として）みた場合の学習環境整備

整備のポイント...

- ・児童・生徒にとって：
学習にとどまらず、安心安全で楽しく学校生活を送る空間
- ・教職員にとって：
効率的・機能的な働きやすい執務空間、児童・生徒との交流を持ち、過ごしやすい空間
- ・学校敷地全体として：
学校を利用する様々な人々が安心安全で気持ちよく過ごせる空間、複数棟及び屋外施設を含めた集合体として魅力的な地域の拠点空間

「地域と一緒に守っていく自慢できる学校空間」

⑤ <地域と連携した教育展開>

地域と連携した教育が展開される学校空間、安全安心な地域のための学習環境、将来的には地域施設との複合化の可能性

整備のポイント...

- ・日常の地域からのサポート：
PTA や学習ボランティアがサポートし活動しやすい空間・設備、地域住民が子どもたちの学習や安全を見守りやすい空間・設備
- ・日常の地域への学校開放：
地域住民の活動・交流の場として利用しやすい空間・設備
- ・非常時の防災拠点：
災害・緊急時に地域防災拠点として機能し得る空間・設備
- ・学校と地域との協働による地域拠点化：
相乗効果を目指した空間の共用や運営管理、合理的なゾーニング

⑥ <長泉町教育の伝統と次世代への継承>

地域の特徴（町共有の財産/学校ごとの宝物）を発見する、つくる、つないでいく

整備のポイント...

・長泉町独自の教育：

長泉町独自、各校独自で行なう継承すべき活動のための空間・設備

・学校の宝物：

各学校のシンボルツリーや記念碑等、次世代に残したい有形・無形な宝物の保全・活用を行う
空間・設備

⑦ <地球・地域環境貢献>

学校空間が地域の魅力的な場所に、学校空間そのものを環境教育の教材に

整備のポイント...

・環境負荷の軽減：

クリーンエネルギー活用、エコスクール、ライフサイクルコスト削減等、SDGs への貢献も意識
した空間・設備、教育教材としての活用

・緑地空間：

児童・生徒と地域住民が日常的に自然を感じ、触れることのできる学校敷地内の緑地空間の確
保・整備

第4章 学習空間の計画内容

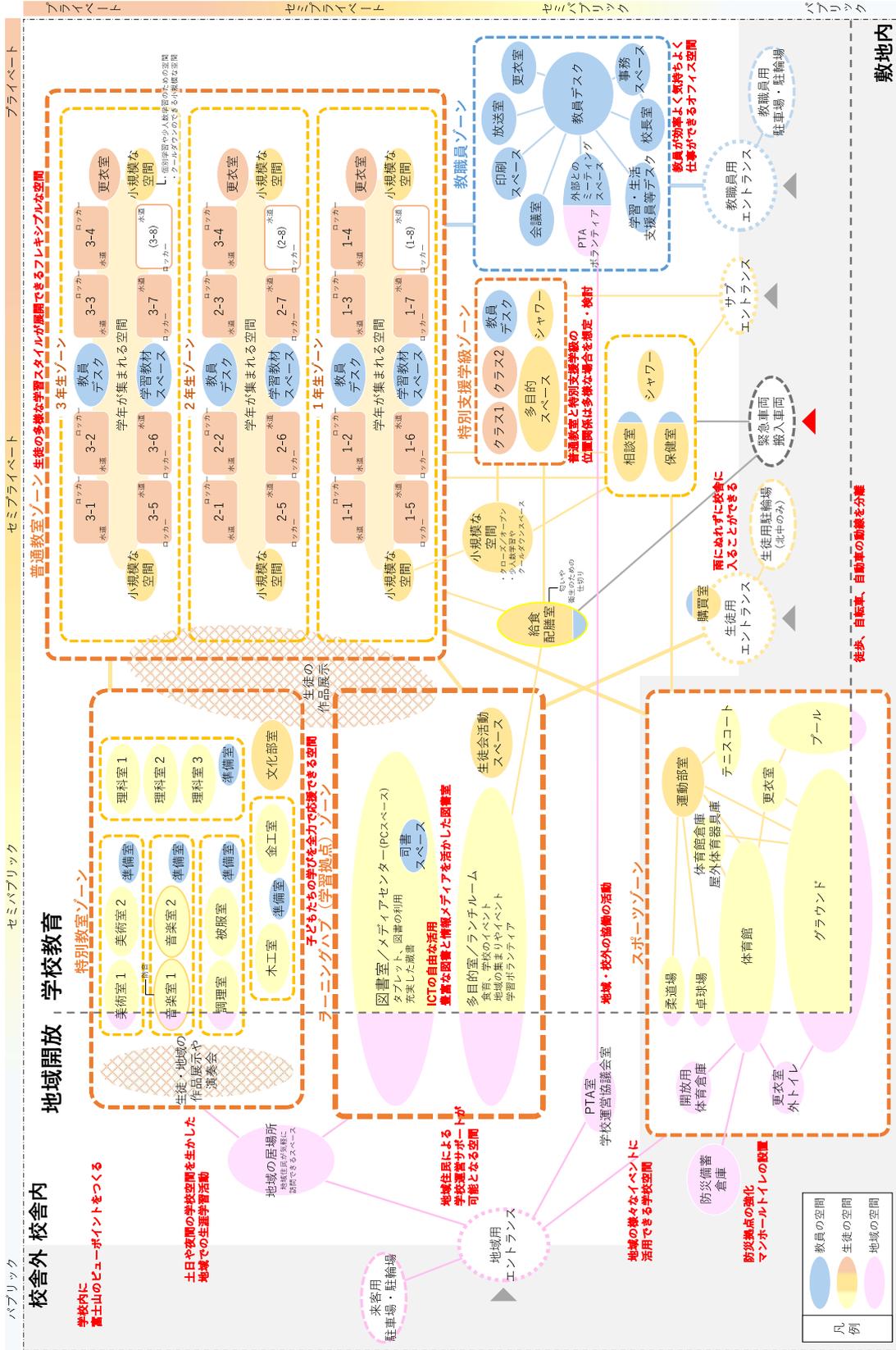
1. 学校の持つ機能とゾーン設定、機能相関

現状の課題を踏まえ、魅力的な学習空間の整備に向けて、学校敷地全体に整備していくべき機能、敷地内外の関係を含めた機能とゾーン相互の関係を＜小学校機能相関図（p.15）＞＜中学校機能相関図（p.16）＞に示す。複数棟及び屋外施設を含めた集合体としてみた場合の学校全体の環境を地域との関係を含めて表している。

学校敷地外（パブリック）から、セミパブリック、セミプライベート、そして児童・生徒の普通教室ゾーンは学校の中ではよりプライベートな位置に配置される。

ゾーン名	諸室名	小中	ゾーン名	諸室名	小中	
普通教室	▶ 普通教室	小中	教職員	▶ 教員デスク	小中	
	└ 学年が集まれる空間	小中		└ 会議室	小中	
	└ 小規模な空間 (少人数学習やクールダウンスペース)	小中		└ 印刷スペース	小中	
	└ 教員デスク	小中		└ 放送室	小中	
	└ 学習教材スペース	小中		└ 更衣室	小中	
	└ 更衣室	小中		└ 校長室	小中	
<small>小学校：児童の多様な学習スタイルが展開できるフレキシブルな空間 低学年…学校生活に慣れていくための居心地の良い生活空間 中学年…アクティブな活動をサポート 高学年…自主的な学習スタイルの展開 中学校：生徒の多様な学習スタイルが展開できるフレキシブルな空間</small>				└ 事務スペース	小中	
特別支援学級	▶ 特別支援学級教室	小中		└ 学習・生活支援員等デスク	小中	
	└ 多目的スペース	小中		└ 外部とのミーティングスペース	小中	
	└ シャワー室	小中		スポーツ	▶ グラウンド	小中
	└ 教員デスク	小中			体育館	小中
特別教室	▶ 理科室	小中			プール	小中
	└ 準備室	小中			テニスコート	中
	▶ 音楽室	小中	柔道場		中	
	└ 準備室	小中	卓球場		中	
	▶ 図工室	小	└ 更衣室		小中	
	美術室	中	└ 体育館倉庫／屋外体育器具庫		小中	
	└ 準備室	小中	└ 更衣室・外トイレ		小中	
	▶ 木工室・金工室	中	└ 開放用体育倉庫		小中	
	└ 準備室	中	▶ 運動部室		中	
	▶ 家庭科室	小	▶ 防災備蓄倉庫	小中		
	調理室・被服室	中	保健衛生・ 給食・購買	▶ 保健室	小中	
	└ 準備室	小中		相談室	小中	
	▶ 文化部室	中		└ シャワー室	小中	
	▶ 図書室／メディアセンター(PCスペース)	小中		▶ 給食配膳室	小中	
└ 司書スペース	小中	▶ 購買室		小中		
▶ 多目的室／ランチルーム	小中	地域	▶ PTA室	小中		
▶ 児童会活動スペース	小		▶ 学校運営協議会室	小中		
▶ 生徒会活動スペース	中		▶ 地域の居場所 (地域住民が気軽に訪問できるスペース)	小中		
ラーニングハブ (学習拠点)			▶ 放課後児童会	小		
			凡例	教員の空間		
				プライベート		
				児童・生徒の空間	↓	
				パブリック		
				地域の空間		

＜機能・ゾーンごとの空間＞



< 中学校：機能相関図 >

2. 計画のための具体的事項

学校に計画される各ゾーンの具体的事項を示す。文部科学省「小学校施設整備指針」「中学校施設整備指針」（特別支援学級関係室に関する事項含む）を基本としつつ、計画のためのポイントを以下に示す。

<屋内空間>

(1) 普通教室ゾーン

- 普通教室サイズは、従来の静岡式 35 人学級サイズを基本としつつも、新型コロナウイルス類似事象によるフィジカル・ディスタンス基準等を考慮し、設定する。
- 普通教室周りに、少人数学習やグループワーク等、普通教室と一体的に活用でき、多様な学習スタイルが展開できるフレキシブルな学習スペースを確保する。
- 児童・生徒数増減の対応は必要であるものの、特に、児童生徒数増加時に、フレキシブルな学習スペースが普通教室として転用され、多様な学習スタイル展開が阻害される状況は避ける。
- 学年による成育状況に合わせた空間計画を検討する。

<例>

- ・小学校低学年：学校生活に慣れていくための居心地のよい生活空間
 - ・小学校中学年：アクティブな活動をサポートできる空間
 - ・小学校高学年：自主的な学習スタイルの展開を可能とする空間
 - ・中学校：多様な学習スタイルが展開できるフレキシブルな空間
- 学年担当の教員スペースを普通教室ゾーンにも設け、児童・生徒と積極的に交流できる場とする。
 - 児童・生徒のための収納スペース、また展示のためのスペース等を十分に確保する。

(2) 特別支援学級ゾーン

- 普通教室ゾーンとの位置関係を考慮する（相互交流や障害種を考慮した移動のしやすさ）
- 障害種ごとの特性を考慮した大小の空間・設備
- 特別支援学級ゾーン専用の多目的スペースを設ける。

(1) (2) 共通

- 普通教室内または隣接して、落ち着きを取り戻すことができる小規模な空間を設ける。
(多様な大小の学習スペースは、クールダウンスペースとしての活用も可能)
- 保健室、相談室との動線を考慮する。
- 多様な児童・生徒が利用できる多目的トイレ、更衣室

(3) 特別教室ゾーン

- 児童・生徒の人数規模に応じた特別教室数、教科ごとの設備等の整備
- 児童・生徒のクラブ活動、作品展示、演奏会等のスペース確保
- 音楽室・家庭科室等、地域住民への開放の有無を設定し、学校内外からの動線を明確に計画する。

(4) 学校図書館／メディアセンター

- 学校図書館に調べ学習等を行う十分なスペースを設け、豊富な図書と 1 人 1 台端末を活用したラーニングハブとして計画する。従来の PC 室はラーニングハブ内に統合する。
- 従来の学校図書館補助司書、今後の ICT 支援員等のスペース
- 授業等（学年単位/クラス単位/クラブ単位）で活用できる空間
- 朝、休み時間、放課後等、児童・生徒の自主的な利用をサポートし、見守りやすい動線計画

(5) 教職員スペース

○教職員一人一人が専門性を活かし、働きやすい空間を計画

<例>

- ・全教員の会議ができるスペース、各種小会議スペース
- ・テスト作成・採点・管理ができる空間
- ・学年担当の教員が児童・生徒と過ごせる空間（小学校・中学校）
- ・各専門科目教員グループが生徒と過ごせる空間（中学校）
- ・居心地のよい休憩スペース、専用更衣室・トイレ等

(6) 屋内スポーツ（体育館・武道場）

○夏季の酷暑利用、地域開放・避難所利用として耐え得るスペック

○専用更衣室・トイレ、シャワー等（屋外スポーツ施設と共用、屋外からの動線）

<屋外空間>

(1) 屋外スポーツ

○屋外グラウンド（陸上トラック、サッカー・野球等）

○テニスコート

○屋外プール

○体育器具倉庫

(2) 緑地空間

○学校菜園

○学校敷地内・境界の緑地・樹木：保存樹木等の認定と管理

(3) 地域との境界

○正門・通用門の設定、児童・生徒の安全な動線計画

○明確な歩車分離と、駐車場確保

○学校敷地境界（学校と地域との境界）：地域拠点・ランドマークとしてのデザイン、共用の場の提供

3. 地域連携に関する計画内容・方針

(1) 地域開放空間（学校の空間を地域に）

○地域住民に開放するスペースを明確に設定して計画し、管理を学校が負担しすぎず共用していくためのゾーニング

○長期休暇や、新型コロナウイルス類似事象等による休校期

地域子ども達や、地域住民に開放可能なスペースと、その際の運営方法等を検討しておく。

(2) 地域施設との連携・相互活用（地域施設を学校が活用）

○放課後児童会との相互連携

○町民図書館、スポーツ施設等の活用

(3) 防災拠点・避難所としての機能

○構造的な東海地震基準をクリアし、短期/長期の避難生活に耐え得るスペック

○防災訓練の場・防災拠点、防災倉庫

(4) 将来的な、地域施設との複合化の可能性

○将来的に少子化が進み、余裕教室、空間が出る場合、学校（児童・生徒）と相互活用がしやすい地域施設が学校敷地内に機能移転する可能性を考慮しておく。

4. 学校の運営管理計画の内容

(1) GIGA スクール化と ICT 機器活用に伴う維持管理

○学校内全施設の無線 LAN 完備と維持管理（体育館等の屋内運動施設全て含む）

○ICT 機器維持管理や、ICT 支援員のスペース、運用管理機器・スペースの確保

(2) 建築・ランニングコスト低減のポイント

○温熱環境

・外壁・屋根・床の高断熱化 ・窓の断熱 ・気密化 ・ガラスの高断熱化
・空調・暖房区画の設置 ・自然通風 ・ナイトパーズの想定

○光環境

・自然採光・廊下側からの採光 ・日射遮蔽装置・ライトシェルフの設置
・照明エネルギーの最小化（LED 照明等）
・器具類によるこまめな制御（明るさセンサー、人感センサー、点灯区分の細分化）

○水環境

・節水型器具の採用 ・雨水利用などの導入 ・屋上緑化の活用

(3) 屋外環境管理

○エコスクール化

○学校資源を教材として活用

(4) 日常の学校施設維持管理体制

○5校まとめた予防的維持管理システム構築

（長寿命化時代への転換に際して、従来の各所が壊れたら治す概念から、学校全体・5校まとめたランニングコストを勘案した維持管理システムの検討）

(5) コミュニティスクール

○各校の学校運営協議会が児童・生徒を見守る体制の確立

○学校と地域との運営役割分担

第1章 1. 方針策定の背景と目的でも記載したように、長泉町では、「長泉町ファシリティマネジメント基本計画」(平成27(2015)年7月)において、築65年を目途に施設の建て替えの検討を行うこととしてきた。しかしながら、学校施設は今後ますます多様な機能が求められる社会情勢となっていることから、築65年を基本としつつも学校施設1棟ごとの建築年数にとらわれることなく、児童・生徒の学習環境や育成環境として、また、地域の拠点施設として学校敷地内複数棟及び屋外施設を含めた集合体が魅力的な学習空間となっているかを評価して整備を行っていくことが必要である。そのため、各棟の建築年数、及び、劣化状況を基本に、本方針第3、4章との適合性を踏まえ、学校敷地全体の学習環境等を総合的に考慮し、整備順序を決定する。

なお、原則、同年度に施工するのは1校まで、基本構想、計画、設計との年度内重複は最大でも2校までとする。

校名	校舎	棟名	棟番号	建築年	経過年数による 点数A※1	保有面積(㎡)	① 学級数余裕有無による 点数※2	「学校施設の目指すべき姿」7つの基本コンセプトに関する 既存学校における施設整備の必要度 ※3							② 点数小計	構造躯体の状況			整備優先 【点数合計】 大きい点数 優先度大		合計 ①+②+③
								1 主体的・ 実践的・ 対話的で深い学びの 実践	2 インクルーシブ 教育の展開	3 ICT等 新規技術を活用した 教育の展開	4 働きやすい 学校、学び たくなる	5 地域と 連携した 教育展開	6 長泉町 教育の 伝統と 次世代へ の継承	7 地球・ 地域環境 貢献		構造区分	新耐震 基準 (S56.6 1以降) 旧耐震 基準 (S56.6 1以前)	静岡県 耐震改修促進 計画東海地震 に対する耐震 性能に係るラン クを踏まえた 点数B ※4	点数A+点数B	③ E (点数A +点数B) /棟	
								RC3	RC3	RC3	RC2	S1	RC3	RC3		RC2	RC3	RC3	S3	S1	
長泉小学校	校舎	北校舎(A棟)	001-1	S44	4	2402	2	3	3	2	3	2	2	2	17	RC3	旧耐震	2	6	4.5	23.5
			001-2	S38	4	1799										RC3	旧耐震	2	6		
		南校舎(B棟)	014	S59	2	1500										RC3	新耐震	2	4		
		新校舎(C棟)	021	H22	1	811										RC2	新耐震	1	2		
	屋内運動場	010	S49	3	1111	S1										旧耐震	2	5	5.0	24.0	
南小学校	校舎	南校舎	001-1	S40	4	3052	2	3	3	2	3	2	1	2	16	RC3	旧耐震	2	6	5.0	23.0
			001-2	S43	4	1725										RC3	旧耐震	3	7		
		北校舎	021	H22	1	914										RC2	新耐震	1	2		
	屋内運動場	004	S47	3	1079	S1										旧耐震	1	4	4.0	22.0	
北小学校	校舎	A棟	001-1	S47	3	1552	1	3	3	2	3	2	2	2	17	RC3	旧耐震	2	5	4.3	22.3
			001-2	S48	3	603										RC3	旧耐震	2	5		
		B棟	002	S48	3	1416										RC2	旧耐震	1	4		
		C棟	003-1	S48	3	1309										RC3	旧耐震	2	5		
			003-2	S52	3	646										RC3	旧耐震	2	5		
		D棟	013	H25	1	1484										S3	新耐震	1	2		
	屋内運動場	008-1	S49	3	844	S1										旧耐震	1	4	4.0	22.0	
長泉中学校	校舎	南校舎	001-1	S36	4	1020	2	3	3	2	3	2	1	2	16	RC3	旧耐震	2	6	6.0	24.0
			001-2	S42	4	2606										RC3	旧耐震	3	7		
			008	S54	3	525										RC2	旧耐震	1	4		
		北校舎	002	S45	4	2177										RC4	旧耐震	3	7		
	屋内運動場	006-1	S46	3	1377	R2										旧耐震	2	5	5.0	23.0	
北中学校	校舎	A棟	001-1	S50	3	862	2	3	3	2	2	3	1	2	16	RC3	旧耐震	2	5	4.6	22.6
			001-2	S50	3	2818										RC3	旧耐震	2	5		
		B棟	002-1	S50	3	1906										RC3	旧耐震	3	6		
			002-2	S57	2	488										RC2	新耐震	2	4		
		C棟	010	H26	1	937										S2	新耐震	2	3		
	屋内運動場	町民 体育館	S52	3	—	S2										新耐震	1	4	4.0	22.0	

< 5校の本方針との適合性評価 及び 建築年数・劣化状況評価 >

<参考>

- ※1 経過年数による判定
1点：20年未満、2点：20年以上40年未満、3点：40年以上～50年未満、4点：50年以上
- ※2 学級数余裕有無
1点：有、2点：無
- ※3 「学校施設の目指すべき姿」7つの基本コンセプトに関する既存学校における施設整備の必要度
1点：必要度低、2点：必要度中、3点：必要度高
- ※4 静岡県耐震改修促進計画（平成31年4月1日施行）
1点：I a、2点：I b及びI（I b相当とみなす）、3点：II

《静岡県耐震改修促進計画（平成31年4月1日施行）》

<http://www.pref.shizuoka.jp/kenmin/km-320/taishinkaisyuusokushinhou.html>

東海地震に対する耐震性能

各ランクの東海地震に対する耐震性能と判定基準

ランク	東海地震に対する耐震性能		建築物の構造	本県独自の判定基準		
		備考欄		旧基準の建築物 (C I=1.0)	新基準の建築物 (用途係数 (I))	
I	I a	耐震性能が優れている建物。 軽微な被害にとどまり、地震後も建物を継続して使用できる。	災害時の拠点となりうる施設	RC, S SRC, CB	$I_s / ET \geq 1.25$	I = 1.25
				W	総合評点 ≥ 1.5	
I	I b	耐震性能が良い建物。 倒壊する危険性はないが、ある程度の被害を受けることが想定される。	建物の継続使用の可否は、被災建築物応急危険度判定士の判定による。	RC, S SRC, CB	$I_s / ET \geq 1.0$	I = 1.0
				W	$1.0 \leq$ 総合評点 < 1.5	
II		耐震性能がやや劣る建物。 倒壊する危険性は低い が、かなりの被害を受けることも想定される。		RC, S SRC, CB	$I_s / ET < 1.0$ かつ $I_s \geq 0.6$	0.7 \leq 総合評点 < 1.0
				W		
III		耐震性能が劣る建物。 倒壊する危険性があり、大きな被害を受けることが想定される。	RC, S SRC, CB	$I_s / ET < 1.0$ かつ $I_s < 0.6$	総合評点 < 0.7	
			W			

長泉町内の学校施設整備にあたっては、本方針第3、4章との適合性などを踏まえて整備を進めていくこととなるが、他の公共建築物をはじめ、道路や橋梁、上・下水道等のインフラ施設についても老朽化に伴う将来費用の増加が見込まれており、また、新型コロナウイルス感染症の影響により、長泉町の今後の財政状況は不透明な状況となっている。このようなことから、計画年度ではなく、町内5校の整備スケジュールのフレームを以下に示す。また、この5校の整備スケジュールについては、社会情勢等の変化に合わせ柔軟に見直すものとする。

整備スケジュールは以下の手順で決定していく。

- ・「5校の本方針との適合性評価 及び 建築年数・劣化状況評価」における校舎の「整備優先」を踏まえる。
- ・整備順序は、学校単位とする。
- ・同一の中学校区内の小学校と中学校では、同じ児童・生徒が連続して仮設校舎での生活にならないよう十分留意する。(長泉中学校区：長泉小学校、南小学校／北中学校区：長泉小学校、北小学校)

なお、本整備スケジュールは、長期に渡ることから、整備が後半となる学校については、長泉町ファシリティマネジメント基本計画に基づく改修を計画的に実施していくものとする。

年次	1～5	6～10	11～15	16～20	21～25
長泉小学校		整備優先／校舎：23.5点 屋内運動場：24.0点			
南小学校			整備優先／校舎：23.0点 屋内運動場：22.0点		
北小学校				整備優先／校舎：22.3点 屋内運動場：22.0点	
長泉中学校	整備優先／校舎：24.0点 屋内運動場：23.0点				
北中学校				整備優先／校舎：22.6点 屋内運動場：22.0点	

< 5校の整備スケジュール >

2. 財源と事業費

(1) 財源の確保

老朽化している学校施設の改築、改修には、多額の事業費を必要とし、また、長期にわたり継続する事業であることから、計画的に財源を確保することや、毎年度の事業費の負担を平準化することが必要となる。そして、これらの改築、改修の事業費の財源は、国庫支出金、地方債、基金、一般財源を活用することが考えられる。

学校施設は、長期に渡り使用が可能な施設であることから、改築、改修に係る事業費は、現役世代だけで負担するのではなく、将来世代と負担を公平に分けあうことが大切であり、積極的に地方債を活用していくことが必要となる。

長泉町では小中学校の多くが今後一斉に更新時期を迎えることに備え、長泉町公共施設長寿命化基金を設置し、今後の学校の改築、改修による財政需要に備えている。今後も毎年度積み立てを継続し、改築、改修事業をより確かなものとしていくことが必要である。

(2) 1校あたりの事業費

長泉町の児童・生徒数は、第2章 2.児童・生徒数の推移で示したように、年少人口は減少傾向となることが予想され、また、国では、公立小学校の学級編成について、令和3（2021）年から5年かけて35人に引き下げるとしており、将来的には、さらに学級編成人数を引き下げることも視野に入れている。このような中、本方針第3、4章との適合性を踏まえた多様な学習形態に対応する学校施設の規模は、概ね現在と同程度あるいは拡大した施設整備が必要となるものと考えられる。

1校あたりの改築の事業費は、学校施設（学級数等）の規模や改築内容、仮設校舎を建築するかどうか等により異なり、また、改修の事業費についても改修内容等によって大きく異なるものと考えられる。

改築に係る建設工事単価は、近年の他自治体の事例を参考にした場合、改築内容（少人数学習など多様な学習方法が展開できる学習環境整備、ICTを活用できる施設整備、インクルーシブ教育に向けた取組、教職員の働く場としての機能向上、地域との連携・協働の促進などの今日的課題への対応等）等により350千円/㎡～500千円/㎡程度となっており、本町が平成21（2009）～平成25（2013）年度に増築した小中学校の校舎の平均建設工事単価240千円/㎡と比べ大きく上回っている状況となっている。このように改築内容等により近年の建設工事単価に幅があることから、改築を行う場合には、個別校の改築時点での最新の建設工事単価及び児童・生徒数推計を反映させ、十分留意して改築計画を検討する必要がある。また、改修についても改修内容等によって建設工事単価が異なることから、改築と同様の内容に留意して改修計画を検討する必要がある。

3. 推進体制と計画的な整備の実施

(1) 庁内体制

庁内における準備・検討を行うための体制を、教育委員会を中心に構築し、学校が地域の拠点施設であることを考慮しつつ、町長部局や関連部局との調整を行い連携を図る。また、教育委員会は、各校ごとの「〇〇小（中）学校整備懇談会（仮称）」の運営を支える。

(2) 「〇〇小（中）学校整備懇談会（仮称）」の設置と役割

日常の学校運営に携わるコミュニティスクール/学校運営協議会との連携を図りながら、「〇〇小（中）学校整備懇談会（仮称）」を設置し、当該校の基本構想・基本計画（フレームワークプラン）を策定する。

さらに、「〇〇小（中）学校整備懇談会（仮称）」は、基本設計・実施設計、整備工事、整備後の評価について、説明・相談を受け、整備後のスムーズな学校運営につなげる。

(3) 整備の手順

①基本構想・基本計画（フレームワークプラン）の策定

基本構想・基本計画（フレームワークプラン）は、「〇〇小（中）学校整備懇談会（仮称）」を中心に、児童・生徒、教職員、保護者、地域住民等の参加をもとに策定する。本方針を基盤として策定し、学区の地域特性を考慮し、改築・改修が必要な該当校舎のみではなく、学校敷地全体の枠組みを示した整備計画とする。

また、基本構想・基本計画（フレームワークプラン）の期間は、基本設計・実施設計と工事施工期間（約5年間）に、学校別の中長期間の将来計画を設定する。

②基本設計・実施設計と工事の実施

基本構想・基本計画（フレームワークプラン）をもとに進める。プロセス等は、説明会、見学会の開催、広報誌・ホームページの活用などにより、学校関係者等に広く情報提供を行う。



< 5年間のフロー >

4. 整備後の評価と次校整備への反映、本方針の期間と見直し

整備後の学校については随時点検・評価を行い、以後の他校整備に反映させる。

本方針は、令和3（2021）年度から、多くの学校校舎の更新の検討・実施の集中が想定される令和32（2050）年度まで、30年間を計画期間と設定する。

さらに、長泉町総合計画との連携を考慮し10年を見直し期間と定め、次期の改定は令和12（2030）年度に行うものとする。見直しの際には、第3章 2. 学校の目指すべき姿：①～⑦の基本コンセプトは守りつつ、学校を取り巻く環境の変化や、最新の児童・生徒数の推計値、学校に求められる機能・役割、技術の進歩等を反映させる。

なお、本方針については、この方針内容に大きな影響を与える社会情勢の変化や制度改正などがあった場合、10年の見直し期間にとらわれず柔軟に見直しを行うものとし、長泉町の“魅力的な学習空間の整備に向けて”取り組んでいくものとする。